

令和4年（行コ）第198号 持続化給付金等支払請求控訴事件

被控訴人 国 外2名

第 6 準 備 書 面

(統計調査及び辻准教授の意見書について)

2023年3月22日

東京高等裁判所第14民事部 御中

控訴人訴訟代理人弁護士	平	裕	介				
同	弁護士	出	口	か	お	り	
同	弁護士	井	桁	大	介		
同	弁護士	亀	石	倫	子		
同	弁護士	三	宅	千	晶		
同	弁護士	福	田	健	治		

控訴人は、本準備書面において、控訴人が実施した2つの大規模世論調査の結果（甲115-1、甲115-2及び甲116）、及び辻大介大阪大学大学院人間科学研究科准教授の意見書（甲117）を証拠として提出するとともに、辻意見書の内容をすべて主張として援用しつつ、以下のとおり、その内容を敷衍して控訴理由を補充する。

なお、念のため付言するに、そもそも「大多数の国民が共有する性的道義観念」なるものが「性風俗関連特殊営業事業者に対する不給付」の合理的な理由とはならないことは、これまで繰り返し主張しているとおりである。

また、本来的には、数ある職業のうちで唯一、性風俗関連特殊営業事業者だけを持続化給付金等の給付対象から除外した被控訴人において、立法とは異なり民主的な基礎を欠くそのような行政規則の立案をする前提として、世論調査などを実施し「大多数の国民」がどのような性的道義観念を共有しているのか、また給付に関する「国民の理解」がどのようなものなのかを確認しなければならなかった。このような、前提となる調査をすることなく性風俗関連特殊営業だけを差別的に取り扱ったこと自体、合理性を欠く給付金に係る行政規則の立案として裁量権を逸脱・濫用するものである。控訴人が実施した大規模調査（甲115及び甲116）は、あくまで原判決に事実誤認や理由不備があり、被控訴人の判断過程が合理性を欠くものであることを裏付けるための反証として位置付

けられるべきもので、控訴人の側に性的道義観念の内容や「国民の理解」に関する立証責任があるわけではないことに留意されたい。

第1 2つの大規模調査の概要

1つ目の調査は、[REDACTED]に委託したものである。同社は、「官公庁の政策立案・計画立案のための調査研究事業」（甲118-1ないし甲118-3：同社ウェブサイト）や大学院等の研究機関における大規模調査の際に利用される調査研究会社である。調査は2022年9月25日から27日にかけて行われた。有効標本数は2000名である。

調査方法は、同社の登録モニターから全国に居住する15歳から89歳の男女を対象として、ウェブアンケートシステムにより回答を求めるという方式である。調査対象となるモニターの性別、年齢別、配偶者関係別の構成は、直近の国勢調査の結果における人口構成比に準拠して選定された。

調査結果は甲115-1（調査の生データ）及び甲115-2（調査結果報告書）のとおりであり、以下においては「調査A」と表記する。

2つ目の調査は [REDACTED]に委託したものである。同社は、主にインターネットリサーチを主要な業務とする調査会社で、[REDACTED]従業員数数千人を数える業界最大手の一つである（甲119：同社ウェブサイト）。調査は2022年9月21日から22日にかけて行われた。有効標本数は2000名である。

調査方法は、同社の登録モニターから全国に居住する15歳から89歳の男女を対象として、ウェブアンケートシステムにより回答を求めるという方式である。調査対象となるモニターの性別、年齢別、配偶者関係別の構成は、直近の国勢調査の結果における人口構成比に準拠して選定されたものである。調査結果は甲116のとおりで、以下においては「調査B」と表記する。

いずれの調査も、調査主体の専門性と第三者性が十分に担保されている。

なお、母集団である日本国民全体を直接調査対象としたわけではないこと（そのようなことは現実的に不可能である）、無作為抽出の対象が日本国民全体ではなく各社の登録モニターであることから、日本国民全体を調査対象とする場合や、日本国全体から無作為に調査対象を選出した場合と比較して、若干の誤差が出ることもある。とはいえ、その誤差は無視できる程度で、辻准教授が意見書（甲117・10頁以下）の中で以下のとおり指摘するように、その調査結果が母集団（国民全体）に妥当する蓋然性は高い。

いずれの調査の標本も、直近の国勢調査の結果を参照して、その人口構成比と性・年齢・配偶関係の面で等しくなるように割付抽出されており、標本ができる限り精確な母集団（日

本国民全体)の「縮図」となるように、調査設計上、相応の配慮が払われている

また、本意見書執筆人の調査経験からすれば、今回のような政策的問題については、無作為抽出調査と非無作為抽出調査で回答に大きな違いは出ないのではないかとと思われる。執筆人は2019年に無作為抽出標本の全国調査と非無作為抽出標本のウェブ調査を並行的に実施し、12項目の政策的問題について「賛成」「やや賛成」「どちらともいえない」「やや反対」「反対」「わからない」の6選択肢から1つを選ばせる共通質問を設けたが、両調査間で各回答選択肢の選択率に10%を超える差があったのは、12項目中1つもなかった。下表は、その12項目の中から性意識・性道徳意識とも関わる2項目を抜粋し、両調査での回答分布を比較したものだが、よく似通った比率値が得られていることが見て取れるだろう。

	賛成	やや賛成	どちらとも いえない	やや反対	反対	わからない ・無回答
夫婦別姓を認めるように 民法を改正する	17.1%	21.8%	34.8%	6.7%	8.4%	11.2%
無作為抽出調査	16.5%	21.0%	36.2%	8.5%	7.9%	9.9%
同性婚を可能とするよう に法的整備をする	16.4%	23.2%	33.8%	6.7%	8.2%	11.6%
無作為抽出調査	18.9%	27.7%	30.5%	5.0%	7.4%	10.5%

また、標本抽出法が回答に及ぼす影響を検討した先行研究によれば、2変数（質問の回答分布）の間に相関や差があるかについては、非無作為抽出の標本調査でも無作為抽出標本の場合と同様の結果・傾向が認められることが多いという（轟亮・歸山亜紀, 2014, 「予備調査としてのインターネット調査の可能性——変数間の関連に注目して」『社会と調査』12号, pp. 46-67）。

このように、いずれの調査結果も、母集団である国民全体に妥当する蓋然性は相当程度に高く、国民全体に対して調査を行ったとしても、同様の調査結果が出るものと評価し得るのであるから、「国民の理解」を認定する証拠として十分に信用できる。

以下では、調査A及び調査Bの内容について、辻准教授の意見書における評価を踏まえて詳述する。

第2 原判決の論理構造と辻准教授の意見書の骨子

原判決は「大多数の国民が共有する性的道義観念に反する」ことを根拠とし、持続化給付金と家賃支援給付金の対象から、性風俗関連特殊営業を行う事業者を除外することを妥当とした（16頁ないし18頁）。

しかし、そもそも、国民全体における性道徳意識たるものは、時代による変化が大きい事柄である（辻准教授も、「①「国民全体における性

道徳意識（観念）」のありようは、時代的な変化が大きいことが知られて」と指摘する（甲117・1頁）。

そのため、現代における調査結果等の客観的・実証的な根拠もなく、「性的道義観念」たるものを審理・判断の前提としてしまうことには、事実認定者の個々人の偏見や思い込みに左右されるという危険を伴う。

そこで、控訴人は、調査A及び調査Bを実施するとともに、この調査結果を踏まえた統計学的・社会的な分析を辻准教授に依頼することとした。辻准教授は、社会学・計量調査研究を専攻する専門家であるから専門家性は非常に高く、また第三者性に疑いの余地はない。

辻准教授による調査A及び調査Bの分析結果は甲117記載のとおりであるところ、辻准教授は、分析結果の骨子を以下のとおりまとめている（甲117・1頁）。

控訴人訴訟代理人が今回実施した2つの調査の結果を、専門的見地から検討するならば、②原判決の想定するような「性的道義観念」を「大多数の国民が共有」しているとは言いがたい。

また、③性風俗事業者に持続化給付金を給付することに対して、はたして「大多数の国民」の理解が得られないかも多分に疑わしい。さらには、④給付対象となっている他職種の事業者との公平性を考慮した場合、性風俗事業者のみを給付対象から除外

することの方が、むしろ国民の意識・感覚に反する可能性が大きい。

以下では、辻准教授による上述の①ないし④の指摘（以下、辻准教授①ないし辻准教授④と表記する。）について、その意見書を敷衍して主張する。

1 「性的道義観念」は時代により大きく変化する（辻准教授①）

原判決は、「大多数の国民が共有する性的道義観念」を認定するにあたって、主に昭和59年（1984年）及び平成10年（1998年）の警察庁の一担当者による国会答弁に準拠する（15頁以下）。

しかし、そもそもこれらの答弁から「大多数の国民が共有する性的道義観念」など認定できないことは、岩切意見書（甲102）及び控訴人控訴審第5準備書面において詳論したとおりである。

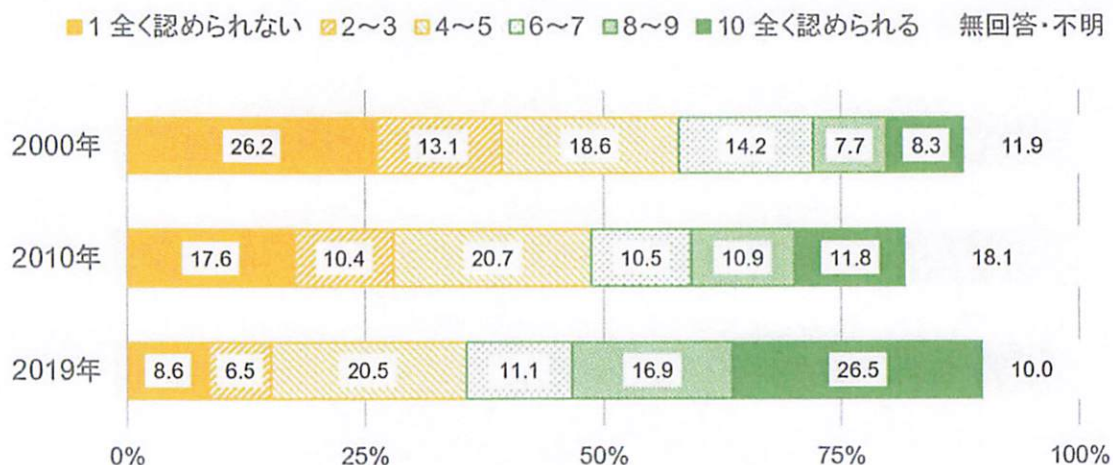
また、仮に1998年時点における「社会通念（国民の理解）」なるものが認定できるとしても、1998年時点における「社会通念（国民の理解）」なるものを、約22年もの時が経過した2020年時点の「社会通念（国民の理解）」に引き写し、1998年時点の「社会通念（国民の理解）」＝2020年時点の「社会通念（国民の理解）」であると推認することなどできない。

1998年の時点から2020年までの約22年の間に、日本社会における性（道徳）意識はさまざまな面で大きく変化している。性的な事項に関する社会通念（国民の理解）が時の経過により変容することの好例として、同性愛に関する社会の性意識が挙げられる。社会科学分野で国際的に権威のある「世界価値観調査」（World Value Survey）¹は、同性愛についての意見を、「全く間違っている（認められない）」を1、「全く正しい（認められる）」を10として、1～10の数値で回答させる方法で調査している。

次の図1は、2000年・2010年・2019年に日本で実施された調査のデータをもとに、その回答分布をグラフにしたものである^[注1]。

¹ データと基本的な集計結果は、次のURLで公開されている。<https://www.worldvaluessurvey.org/WVSContents.jsp>

図1：同性愛について（世界価値調査の日本データを辻准教授が集計）



このうち、オレンジ色から黄色（1～5）で示されている部分は、同性愛を多少なりとも「間違っている（認められない）」とする意見にあたる（以下「否定的意見」という。）。他方、黄緑色から緑色（6～10）で示されている部分は、同性愛を多少なりとも「認められる」とする意見にあたる（以下「肯定的意見」という。）。否定的意見と肯定的意見の変容を見ると、日本国民の同性愛観は否定派多数から肯定派多数へと転じていることがわかる。時の経過により性に関する社会通念が見事に変化している。

また、控訴人が控訴審第2準備書面・6頁で述べたとおり、日本の生涯独身率は、1980（昭和55）年では男性2.6%、女性4.5%であったのが、2000年には男性12.6%、女性5.8%に、さらに2020年には男性で28.3%、女性で17.8%と右肩上がりに増加している（甲71）。生涯独身率は、性

的な事項に関する社会通念（国民の理解）を支える、社会的背景である。したがって、独身率が変われば、性のパートナーについての社会の考え方も変わらざるを得ないのであるから、それに伴い、性的道義観念も変化せざるを得ない。

実際、最高裁も性的な事項に関する社会通念（国民の理解）は変化が早いとして、約9年で社会通念の変化を認めて性的事項に係る法的判断を変更している（メイプルソープ事件・最判平成20年2月19日民集62巻2号445頁。なお、甲120・曾我部真裕「表現の自由 わいせつ 性表現」『判例プラクティス憲法増補版』（信山社、2014年）134頁）。

以上述べたように、「性的な事項に関する社会通念（国民の理解）」は「時の経過により変容」しており、かつその前提となる「社会的背景」は、時代によって大きく変化している。

したがって、今日の「社会通念（国民の理解）」なるものを、今日の客観的で実証的な根拠・データに依拠することなく、主に昭和59年（1984年）及び平成10年（1998年）の警察庁の一担当者による国会答弁に準拠して認定し、「その後、そのような考えが大きく変容したというような事情も認め難い」（17頁）などと述べた原判決は、思い込みにより判断を誤ったものとして、破棄を免れない。

2 原判決の想定する「性的道義観念」なるものは「大多数の国民」に共有されてはいない（辻准教授②）

原判決は、「性行為や性交類似行為は極めて親密かつ特殊な関係性の中において非公然と行われるべき」という「性的道義観念」が「大多数の国民に共有」されていると認定した（16頁ないし18頁）。しかしながら、かかる「性的道義観念」なるものは、「大多数の国民」に共有されてなどいない。

まず、調査AのQ11では、原判決の判示を具体的に示したうえで、次のように質問した（甲115-2・10頁）。

〔調査A-Q11〕

日本には「国民の性的道義観念」があるという考え方について、あなたは、次のような性的道義観念に共感できますか。

性的道義観念
性行為や性交類似行為は極めて親密かつ特殊な関係性の中において非公然と行われるべきである

これに対する回答結果が図2のグラフである（甲117・3頁より抜粋）。

図2 「性的道義観念」および給付対象外とした考え方について（回答者総数 n=2000）

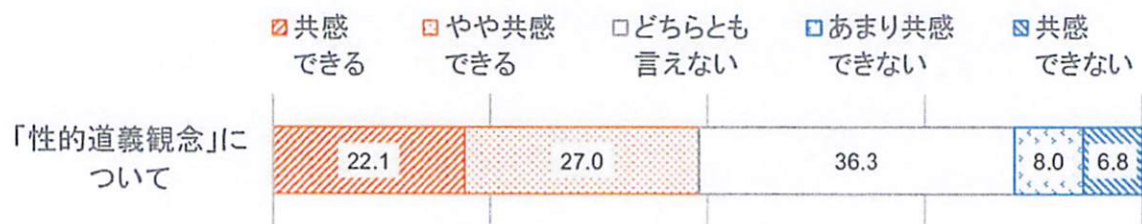


図2を見ると、原判決が判示した「性的道義観念」なるものに「共感できる」「やや共感できる」と回答した者は、小計49.1%と半数弱にとどまる。この比率はおよそ「大多数」とは言えない²。原判決による特定の性的道義観念が「大多数の国民に共有」されている旨の認定は誤りである。

3 性風俗関連特殊営業の事業者に給付をしたとしても、「大多数の国民」の理解が得られないとは言えない（辻准教授③）

さらに、性風俗関連特殊営業の事業者に持続化給付金を給付することにしたとしても、「大多数の国民」の理解が得られないとは言えないこともまた、調査A及び調査Bにより明らかとなった。

まず、調査AのQ9では、この点について、次のように質問している（甲115-2・8頁）。

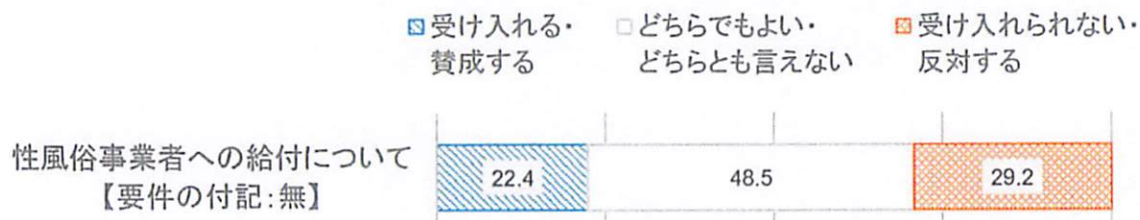
〔調査A-Q9〕

あなたは、もし行政が、特定の性風俗事業者にも持続化給付金を給付することにした場合、どのように受けとめますか。

その回答結果が図3のグラフである（甲117・5頁から抜粋・編集）。

² なお、この「大多数」に関して、調査Bでは、国民全体を100%とした際に「大多数」が何%を指すかについて質問を行っており、その平均値は約78%（中央値80%）であった（甲116・7頁）。49.1%という値は、調査Bにおける「大多数」の定義からしても、相当かけ離れたものである。

図3 性風俗事業者への持続化給付金の給付について（回答者総数 n=2000）



「もし行政が、特定の性風俗事業者にも持続化給付金を給付することにした場合、どのように受け止めますか」という質問に対し、「受け入れられない・反対する」と回答した者は、29.2%にとどまる³。到底大多数とは言えず、これだけでも原判決の認定は破棄を免れないが、さらに、調査AのQ15（甲115-2・14頁）のように、誤解されがちな持続化給付金の給付の2つの要件、すなわち確定申告をしていなければ支給を受けられないことと、反社会的勢力と関係していないことの誓約を求められることを示した上で改めて賛否をたずねると、原判決の誤り（すなわち、性風俗関連特殊営業の事業者に給付をしたとしても、「大多数の国民」の理解が得られないとは言えないこと）はより一層明らかとなる。

³ 仮にこの調査の標本を無作為抽出されたものとみなして、統計学的に推計すると、推計誤差の範囲（信頼区間95%とした場合）を含めて、母集団（日本国民全体）における「反対」の比率は27.2%～31.2%がひとつの目安となる。これは、「受け入れる・賛成する」と回答した22.4%（日本国民全体での推計比率は20.6%～24.3%）よりは多いものの、明確な反対意見が“大多数”を占めるとはやはり言いがたい。

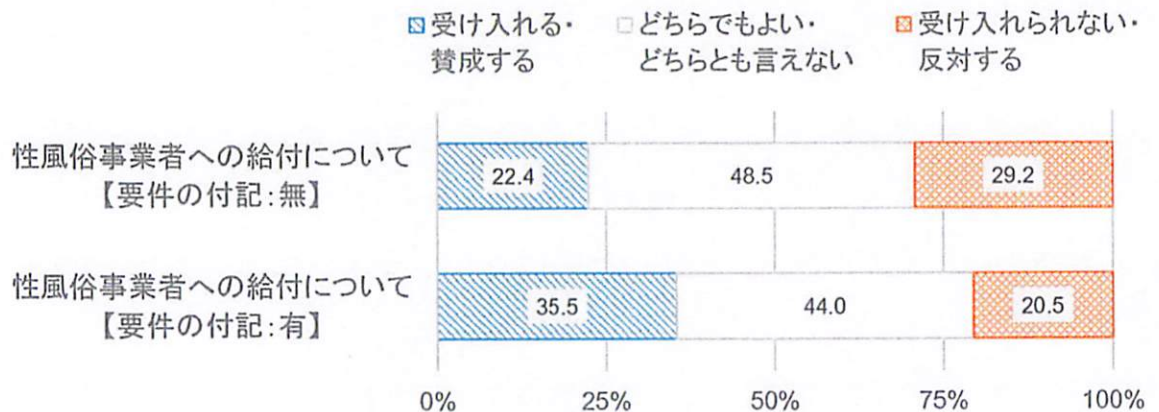
〔調査 A - Q15〕

あなたは、もし行政が、以下の要件を満たす特定の性風俗事業者に持続化給付金を給付することにした場合、どのように受けとめますか。

- 確定申告をして納税していること
- 反社会勢力とは一切関係していないこと

図4の上の部分は、調査 A のQ9（持続化給付金の給付要件を付記していない質問）、下の部分は、調査 A のQ15（持続化給付金の給付要件を付記した質問）の結果である（甲117・5頁より抜粋・編集）。

図4 比較版：性風俗事業者への持続化給付金の給付について（回答者総数 n=2000） ←



グラフから明らかなように、「受け入れられる・賛成する」という回答は、Q9では22.4%であったのが、給付の正確な要件を明示したQ15では35.5%に増えており、これは「受け入れられない・反対する」という20.5%を有意に上まわる⁴。つまり、給付の正確な要件を明示することによって、意見の比重が給付反対多数から賛成多数へと傾くことがわかる。

かかる結果からすれば、性風俗関連特殊営業の事業者に給付をしたとしても、「大多数の国民」の理解が得られないとは言えないばかりか、「大多数の国民の理解」が得られるかが疑わしいのは、むしろ、性風俗事業者を給付対象から除外することだといえる。

⁴ 35.5%の日本国民全体での推計比率は33.4%~37.6%であり、20.5%の推計比率は18.7%~22.3%である。なお、統計学的に「有意」な差とは、標本（回答者）が無作為抽出された調査の場合に、その差を誤差の範囲内とみなしうる確率が5%未満であることを言う。

ここで、調査AのQ15において給付の要件として回答者に示された「確定申告をして納税していること、反社会勢力とは一切関係していないこと」という要件は、本件各給付金の給付にあたって、業種を問わず求められるものである（持続化給付金規程（甲1）6条4項1号、同7条6号及び同別紙、家賃支援給付金規程（甲2）7条4項1号、同8条11号及び別紙）。これらの要件をあえて示すことによって給付反対が減るといふ調査結果は、性風俗事業者に対しては、脱税や反社会性等といった職業的偏見（スティグマ）が付与されがちであること（そして、そのような、職業的偏見（スティグマ）に基づく給付への反対意見は、給付要件を明示することによって弱まること）を意味している。

すなわち、適切な情報を付与することによって調査結果が変わるといふことは、原判決が措定する「国民の理解」なるものは、（そもそも実際の「国民の理解」とは異なる上に）思い込みや偏見に基づくものであることが裏付けられるのである。

そして、そのような思い込み・偏見に基づく「国民の理解」なるものを政府や裁判所が所与の前提として、性風俗関連特殊営業事業者を給付対象から除外し、さらには性風俗関連特殊営業事業者を公的給付から排除することこそが「国民の理解」であると公言してしまうことは、性風俗関連特殊営業事業者への職業的偏見（スティグマ）を再生産し、是認・助長することにつながる。

この点について、調査BのQ4（甲116・8頁）では、次のような設問で質問している。

現在、性風俗関連特殊営業の事業者には（デリバリーヘルス、ラブホテル、ストリップ劇場など）には、国が支給する持続化給付金は給付されていません。あなたは、このような事業者を給付対象から排除するという扱いを国が行うことが、このような事業者に対する偏見や差別を助長することにつながると思いますか。反社会的勢力とも関わりの無く、これまでに正しく確定申告を行い納税してきた事業者で、売上げが下がり厳しい状況での申請を想定してお答えください。←

かかる質問に対して、「偏見や差別を助長することになると思う」と回答した者は17.0%、「やや偏見や差別を助長することになると思う」32.2%であり、ほぼ半数が懸念を示している。

裁判所が「大多数の国民の理解」を考慮するのであれば、こうした偏見や差別の助長への懸念にも十分応えることのできる司法判断が不可欠である。

4 性風俗関連営業の事業者のみを給付対象から除外することは、国民の公正観に反する可能性が大きい（辻准教授④）

これまで述べてきたことから、性風俗関連特殊営業の事業者に対して給付金を支給することについて、「国民の理解を得られない」という事実はないことが明らかとなった。

さらに進めて、性風俗関連特殊営業の事業者に対して持続化給付金を支給しないことこそ、むしろ国民の公正観に反して国民の理解を得られないことが、以下の調査によってわかる。

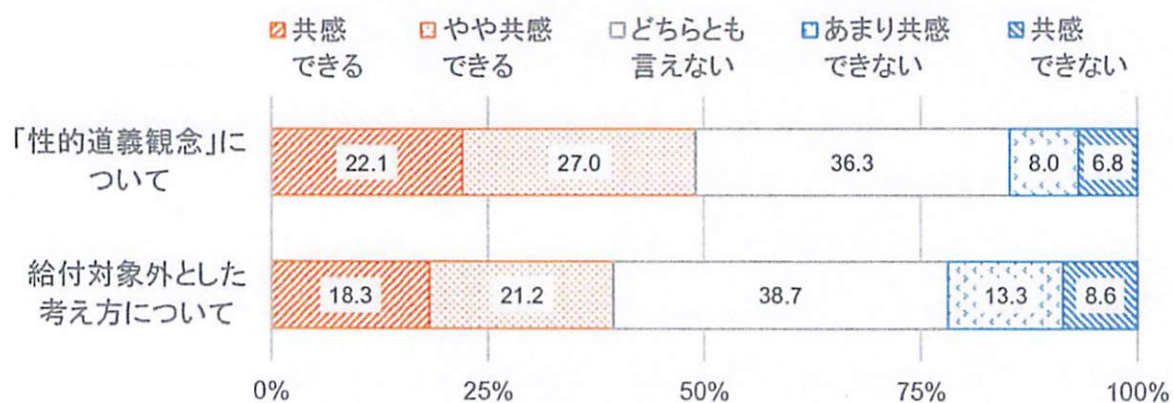
まず、調査AのQ12（甲115-2・11頁）では、以下のように、性的道義観念を理由に性風俗関連特殊営業の事業者を給付の対象から外すことについて、共感できるかを尋ねている。

〔調査A-Q12〕

改めてお聞きします。「特定の性風俗事業は、大多数の国民の性的道義観念に反しており、本質的に不健全である。よって、特定の性風俗事業者に持続化給付金を支給することには大多数の国民の理解が得られないのだから、その事業者にだけは支給すべきではない」という考え方に共感できますか。

その結果に、前述の「性的道義観念」に対する共感度（甲115・10頁）を重ねたものが、以下の図5のグラフである（甲117・3頁から抜粋・編集）。

図5 「性的道義観念」および給付対象外とした考え方について（回答者総数 n=2000） ←



このグラフから明らかなことは、「性的道義観念」そのものに共感する割合よりも、「給付対象外とした考え方」に共感できない割合が多い、という事実である。すなわち、原判決の言うような「性的道義観念」なるものに共感するという人びとの中にも、「性的道義観念」なるものへの「共感」を理由として性風俗関連特殊営業の事業者を持続化給付金の給付対象から除外するのは適当でない、と考える者が一定数いることを意味している。

その点について、より直接的な形で質問したのが、調査AのQ13（甲15-2・12頁）である。

〔調査A-Q13〕

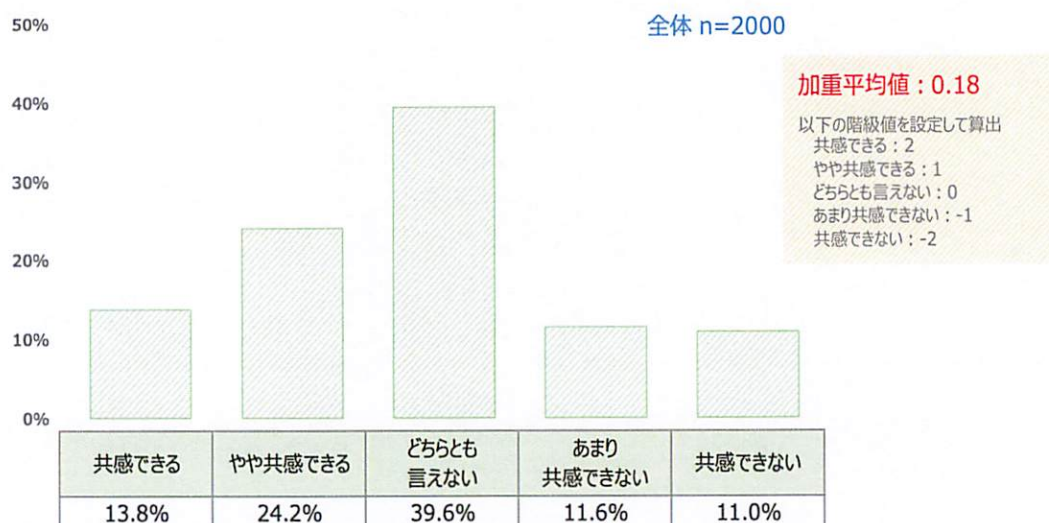
「国民の性的道義観念と特定の性風俗事業に持続化給付金を支給することとは別の問題であり、国民の性的道義観念を持ち出したり特定の性風俗事業が本質的に不健全であるという評価を理由に、持続化給付金を支給すべきではないと考えることには飛躍がある、あるいは筋が違う」という考え方に共感できますか。

かかる質問に対して、「共感できる」と回答した者は13.8%、「やや共感できる」は24.2%で、合計約38%にのぼる。つまり、約4割の回答者が、「性的道義観念」を理由として、性風俗関連特殊営業の事業者に持続化給付金を給付しないとした行政の判断には、「飛躍がある、あるいは筋が違う」とみなしているのである。

この数値は、「共感できない」「あまり共感できない」と考えている割合の22.5%に比して大幅に上回っている。このことは回答に便宜上点

数をつけて下グラフのように比較するとよりわかりやすい（甲115-2・12頁より抜粋・加重平均値の数字は高いほど「筋が違う」に共感）。

図6 Q13の回答を数値化したグラフ←



このように、「性的道義観念」なるものに準拠して、性風俗関連特殊営業の事業者に対して持続化給付金を給付とすることは「国民の理解」が得られないと決めつけた原判決の立論構成は、むしろ国民の感覚・理解に反している。

さらに、調査Bの次の結果を見ると、原判決の立論構成は、国民の公正観とも反していることがわかる。調査BのQ2では、9種の事業者を対象として、持続化給付金の給付が適切だと思うかを次のように質問している（甲116・7頁）。

[調査 B-Q2]

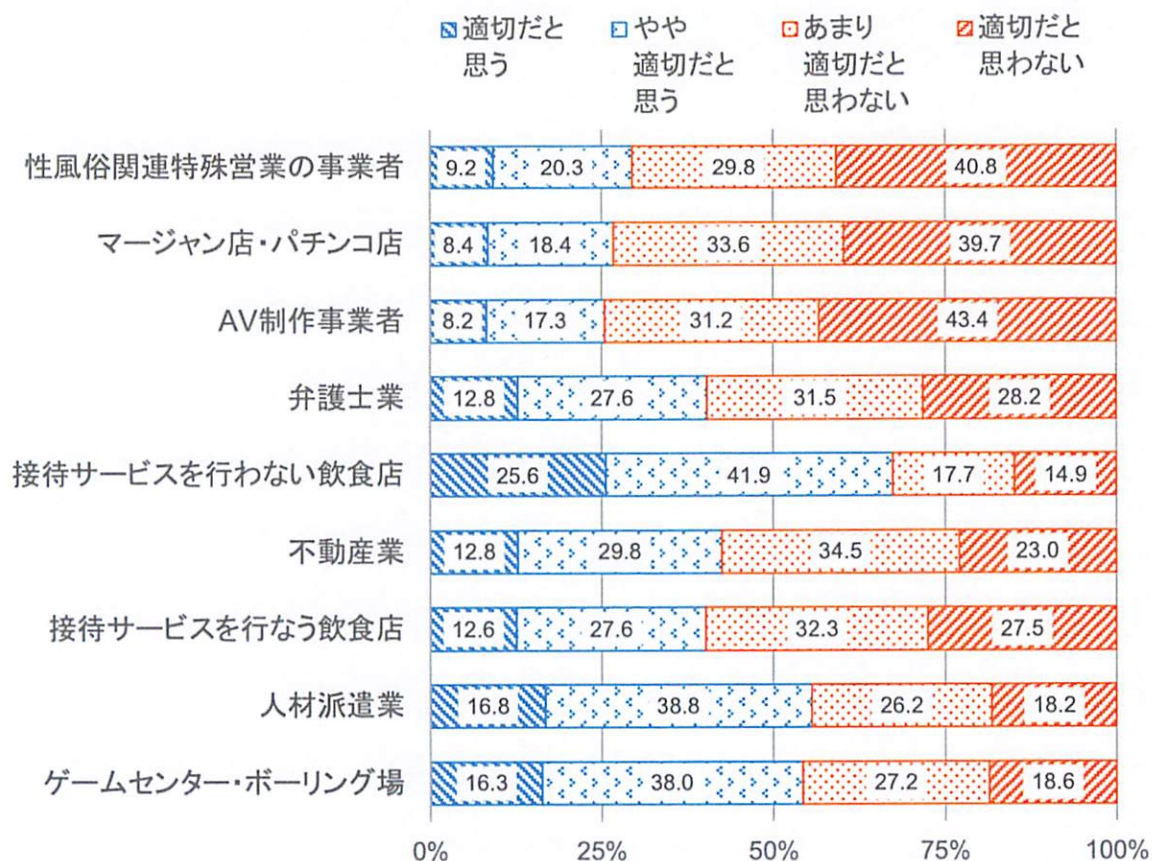
コロナ禍で売上げが下がり厳しい状況にある事業者に対して、国が支給する持続化給付金について伺います。あなたは以下の事業者に、国が持続化給付金を給付することを適切だと思えますか。反社会的勢力とも関わりの無く、これまでに正しく確定申告を行い納税してきた事業者で、売上げが下がり厳しい状況での申請を想定してお答えください。

- 性風俗関連特殊営業の事業者（デリバリーヘルス、ラブホテル、ストリップ劇場など）
- マージャン店・パチンコ店
- AV（アダルトビデオ）制作事業者
- 弁護士業
- 接待サービスを行わない飲食店（居酒屋、バーなど）
- 不動産業
- 接待サービスを行なう飲食店（キャバクラ、ホストクラブなど）
- 人材派遣業
- ゲームセンター・ボーリング場

この質問は、様々な事業者に対して持続化給付金を給付することについての、相対的な国民の感覚を調査したものである。

そして、この回答結果を示したものが、図7である（甲117・7頁より抜粋・編集）。

図7 各事業者に対する持続化給付金の給付について（回答者総数 n=2000）



さて、調査AのQ12の回答である図4で見た回答分布（甲115-2・11頁、甲117・3頁）とは異なり、ここでは全体として、性風俗関連特殊営業の事業者に対する持続化給付金の給付については否定的な意見が多くなっているが、これは設問の形式が大きく異なっていることによるものである。

すなわち、この設問では、性風俗関連特殊営業のみならず、多くの他職種の事業者が同時に挙げられ、回答を求められている。このような設問形式では、性風俗関連特殊営業の事業者への給付が「絶対的に」適切

か否かではなく、他の事業者と比べて、「相対的に」適切か否かが判断されることになりやすい。そのため、他の業種に比して、職業的偏見が向けられがちな業種の事業者への給付には、否定的な回答がなされがちになる。それ故、性風俗関連特殊営業の事業者と同様、職業的偏見が向けられがちなマージャン店・パチンコ店やAV制作事業者についても、給付について否定的な意見が多くなっている。また、この設問には「どちらとも言えない」等の中間回答の選択肢がない。そのため、「適切か否か」の判断に悩む者の回答は、こうした職業的偏見によって、給付に否定的な方向へ大きく傾くものと思われる。さらに、接待サービスを行わない通常の飲食店の場合も、給付を「適切だと思わない」「あまり適切だと思わない」という回答は小計30%を超えていることからすれば、業種を問わない給付反対（そもそも、持続化給付金の給付自体に反対する者）も相当数含まれるものと思われる。

以上を踏まえた上で、図7に示される調査結果において注目すべきは、他職種との相対的比較を経たうえでも、「性風俗関連特殊営業の事業者」への給付が適切かどうかは、「マージャン店・パチンコ店」や「AV制作事業者」の場合とほとんど回答の差がないことである。つまり、母集団である日本国民全体においても、これらの事業者に対する持続化給付金の給付は、同程度に適切（あるいは同程度に不適切）とみなされる可能性が高いのである。

それにも関わらず、持続化給付金の給付については、性風俗関連特殊営業の事業者のみが給付対象から除外されてしまったのである。これは、国民の公正観にも反する。そのことは、調査BのQ2に続けて次のようにたずねたときの回答結果からもうかがえる。

〔調査B-Q3〕 ↓

現在、性風俗関連特殊営業の事業者（デリバリーヘルス、ラブホテル、ストリップ劇場など）には、国が支給する持続化給付金は給付されていません。あなたは、このような事業者には給付されないことについて差別的な処遇であり、公平さを欠いていると思いますか。反社会的勢力とも関わりの無く、これまでに正しく確定申告を行い納税してきた事業者で、売上げが下がり厳しい状況での申請を想定してお答えください。 ←

かかる質問に対して、「そう思う」と回答した者は14.2%、「ややそう思う」は31.4%であり（甲116・8頁）、合計約46%が、性風俗関連特殊営業の事業者に対する持続化給付金の不給付を、差別的で不公平な処遇ととらえていることがわかる。

性風俗関連特殊営業の事業者のみを持続化給付金の給付対象から除外することは、処遇の公正性の上でも「大多数の国民の理解」を得られない結果となっているのである。

第3 結語

本来、政府が差別的取り扱いの根拠として、「国民の理解」や「性的道義観念」なるものを持ち出すのであれば、それを基礎付ける統計資料

等が存在することや、その統計資料等から「国民の理解」や「性的道義観念」なるものが合理的に推認できるものであることを、国が主張立証しなければならなかった。特に、「大多数の国民の理解」などという考慮要素は、行政組織で蓄積されたノウハウなどはなく、国において何らの専門性も認められない事項なのであるから、より一層、具体的で客観的な基礎資料が示されなければならなかった。

しかしながら、本訴において国はこのような基礎資料を一切提出しなかった。そのような状況下で、裁判所が勝手にそのような「国民の理解」を認定することには、思い込みや偏見に基づく判断となる恐れが十二分にあった。

そして、調査A及び調査Bにおける調査結果や、これらを分析した辻准教授意見書によって、現に、原判決が判断の根拠とした「大多数の国民」が共有する「性的道義観念」なるものは、単なる思い込みや偏見に基づくものに過ぎないこと、そして原判決の論理構成や認定には多くの誤りがあることが明らかとなった。

辻准教授が指摘するように、「性的道義観念」なるものは、時代によって大きく変化するものである上、「個人」の社会意識全般が多様化した現代においては、総体的な概念としての「大多数の国民」の意見や通念を、普遍的なものと捉えること自体が、そもそも困難となっている。

そして決定的なこととして、性風俗事業者への持続化給付金の給付に「大多数の国民」の理解が得られないなどということはなく、むしろ給

付対象からの除外は不公正だと、少なからぬ国民がとらえていることは、調査A及び調査Bがまさに示すところである。

原判決に事実誤認があることは明らかであるから、破棄されなければならない。

以上